

学校給食における異物混入・食中毒等発生時の対応について

1 異物混入時の基本的な対応

【危険異物】

- ・危険異物の発見時は、喫食を停止する。
- ・直ちに保健体育課に連絡し、状況報告を行い、対応を協議する。

*即時対応が必要

【非危険異物】

- ・異物を除去して安全が確認できれば、通常通り給食を提供する。
- ・管理職の指示に従い、必要に応じて保健体育課に報告する。

*臨機応変に判断する。

2 異物混入の種類（異物の種類により対応を判断する）

(1) 危険異物・・・金属類、ガラス類、鋭利なプラスチック類、薬物・薬品類

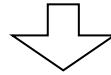
(2) 非危険異物・・・虫、髪の毛、ビニール、繊維、スポンジ片、食品の皮・殻など

単体で入っており毒性のないもの。ただし大量混入等、児童生徒の身体・生命への影響がある場合又は影響のおそれがあると判断される場合は、危険異物の場合と同様にする。

3 検食（実施者：教頭・保健主事）

普通食、特別食、食物アレルギー対応食、栄養教諭等の指示による対応食

異物等発見 *即時対応が必要



喫食停止や異物除去など対応協議し、全校へ連絡。保護者対応も検討する。

4 感染症（ノロウイルス）・O-157等の対応

- ・**集団感染の疑いがある場合**本部を設置し、対応を検討する。

5 本部役割

役 職	役 割	連 絡 先 等
校 長	各種対応の決定 関係機関への連絡・連携	愛知県教育委員会（重大事故） 愛知県教育委員会 保健体育課 一宮保健所 （マスコミ）
事務長		
教 頭		
部主事	各部児童生徒情報収集	担任→保護者
保健主事	関係者への連絡調整	
養護教諭	救護	学校医 学校薬剤師
栄養教諭	*代替食準備（要検討）	愛知県学校給食会 委託業者 搬入業者

